

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大台町長 大森 正信

市町村名 (市町村コード)	大台町 (24443)
地域名 (地域内農業集落名)	栃原・新田地区 (栃原集落、新田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和4年12月13日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、町の東部に位置し、地域全体の農地74.7haのうち大半を畑(茶)で占められ茶経営体が多い地域で水田面積は、全体の22%(16.4ha)で小団地の農地が河川沿いに点在している。

農業者の現状と課題としては、少人数の農業者で何れも60代～70代が中心となって地域農業を支えていたが、令和3年4月より、担い手に一部農地を集積集約化し、現状約6ha程度を耕作する。担い手の就農をきっかけに、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業などの国補事業も導入しながら、農業基盤の維持管理に努める。

農地の現状と課題としては、小団地の農地が点在し、近年の異常気象による水害や野生鳥獣による獣害の増加が懸念され、農業者の減少により水路などの農業基盤の管理が困難になってきている。今後は、上記事業を活用しつつ、農業基盤の維持管理や獣害対策を担う幅広い人材の確保、体制整備が課題となっている。

農業者：栃原：17人(うち50歳以下0人)、新田3人(うち50歳以下0人)→担い手1名重複

団体経営体：日進地区水稻生産組合(組合員22人)、栃原新田地域環境保全協議会(多面的機能支払交付金事業)、栃原集落協定(中山間地域等直接支払交付金事業)

主な作物：水稻、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産品である茶については、後継者など一定の事業継承が進んでいること、茶業組合を中心に組織整備がなされていること、各経営体が利用権を設定していることから、当面の間、事業継続は可能なものと判断する。

水稻については、担い手が一部事業継承し、集積集約化が進んでいるが、人手不足が否めず、今後は多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の組織と一体となって農地を利用する体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該地区は、小団地の水田で形成されているが、各水利組合を中心に耕作がなされている。また住宅地周辺の農地についても、自家消費や小売りを中心とした小規模農家が農地利用しており、全域を農業の利用が行われる農用地として区分する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営状況等鑑みながら、集積集約化を進める一方で、地元農業者についても現状の面積を維持しつつ、当該地区内の農用地の保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集積集約化については、利用権設定を軸に、期間満了経過後、農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手、地元農業者のニーズを踏まえ、事業費等を考慮しつつ、圃場整備による生産効率の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他市町の優良事例などを取り入れながら、地域内外の経営体が就農しやすい環境を整える。多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の組織と連携しながら、地域資源の保全にも努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
担い手についても一部作業受託を請け負っており、必要に応じながら遊休農地の防止を図る。また、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の組織も遊休農地の発生防止にも努めており、多様な組織と連携しながら、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害防止対策については、グループ、個人単位で獣害柵の設置をしているが、獣害対策が堪能な者から、適宜指導を受けながら保全を進める。

②マイクロプラスチックなどの問題も浮上しており、今後は肥料の見直しに着手し、付加価値の高い生産品目の構築を目指す。また、有機農業を進めるうえで団地化も一定必要となることから、地域との耕作調整を図る。

⑦担い手、地元農業者が耕作を引き受けない農用地については、適切な維持管理の方法を模索する。